

がぶくしょ

本書は中山間地域等直接支払制度を、環境への配慮を取り込んだ農業施策の総称としての農業環境政策の観点から、欧米各国の例を紹介しながら検討している。これからの農政は農業環境政策の比重が高まる方向にあり、今回の中山間地域等直接支払制度は、その具体的施策の端緒としてとらえることができるとしている。

農業環境政策は欧米ではすでに二〇年以上の実績があり、EUでは一九七五年の条件不利地域対策から始まり、八五年のEU規則七九七/八五第一九条の制定によって環境支払いが始まっている。九二年の共通農業政策(CAP)改革は、直接支払いによる所得補填を実施し、EU規則二〇七八/九二により農業環境プログラムと植林助成が、二〇八〇/九二により早期引退助成が定められた。ドイツ・バーデン・ヴュルテンベルク州の市場負担緩和と農耕景観のための所得補償(MEKA)やバイエルン州の農耕景観プログラム(KULAP)などがそのモデルとなったとされている。フランスの農業環境プログラムは、草地奨励金、有機農業への転換、投入量削減、ピ

オトップ保全、火災リスク防止、水質保全などを含んでいる。

アメリカでは一九三〇年代から土壌浸食防止を目的とした土壌保全対策の歴史があり、八五年からは代表的な環境支払いである保全休耕プログラム(CRP)が実施されている。現在、CRPは一三五六万ヘクタール、二九万農場で実施されている。OECDによれば、直接支払いの対象領域は、構造調整、所得安定化、災害救済、最低所得補償、環境財の五つであり、環境財を供給する目的の直接支払いが環境支払いとさ

『中山間地域等への』

直接支払いと環境保全

合田素行編著(家の光協会)

れている。

わが国でも、阿蘇草原の景観保全のために地元新聞社主催の基金造成や自治体による労賃や牧野使用料への補助、農林水産省と環境省による支援が行われてきた。稀少植物や観光資源の保護は畜産業だけでは困難になりつつある。三重県紀和町の棚田オーナー制度や石川県輪島市の棚田保全基金は農業生産によつて多面的機能の増進を図る点で中山間地域等直接支払いと共通する面があるとしている。

価格支持による農業経営体質強化機能が

衰えるなかで、欧米各国はさまざまな工夫でこの障害を乗り越えようとしており、本書のように、多面的機能の維持・発揮を包含する農業環境政策の拡大もその工夫の一つととらえることが可能かもしれない。しかし、アメリカのCRPにかかる年間支出は約一七億ドルで、環境保全対策費の約半分を占めているとはいえ、農務省予算全体の約二%にとどまっている。直接支払いだけでも二〇〇億ドルに達しているものであり、環境支払いよりも価格引き下げの代償としての所得支持や、所得の大幅減少に対する支払いなどのほうがウェイトは大きく、環境支払いは未だ非力という印象は否めない。また、EU委員会が「アジエンダ二〇〇〇」で環境支払いの受給上限設定を提案したことや、環境遵守事項である

クロス・コンプライアンスやモジュレーション(減額調整措置)によつて直接支払いに歯止めをかけようとする動きがあるように、農業環境政策の経営体質強化機能が今後順調に拡大していくのかという点についても危惧すべき面があるように考えられる。WTO協定など国際情勢の厳しさはあるものの、農業の多面的機能の発揮や食料自給率の向上を目的とした農業経営体質強化が支持される情勢になることを期待したい。

(二〇〇一年六月、二五一頁、一、八〇〇円)

(桜井慎悟)